

【2008.12.15】 <TOIPCS>  
■ 事業主に対する指導、再就職支援等に関する通達  
—平成20年12月9日、厚生労働省—

◇ 厚生労働省は、解雇などの雇用調整、採用内定取消等の事例が多くみられることから、都道府県労働局・ハローワーク・労働基準監督署において取り組むべき事項を明らかにするため、事業主に対する指導、再就職支援等に関する通達を发出了しました。(平成20年12月9日)

◇ この通達によりますと、

まず、**職業安定局長通達**では

- ① 緊急雇用対策本部の速やかな設置、関係部局との連携
- ② 大量雇用変動届・再就職援助計画の提出・指導等
- ③ 派遣労働者に対する支援等
- ④ 高齢者等に対する支援
- ⑤ 障害者に対する支援等
- ⑥ 外国人労働者に対する支援等
- ⑦ 住居喪失者に対する支援
- ⑧ 採用内定取消しを行おうとする事業主への指導及び採用内定を取消された学生等への就職支援
- ⑨ 離職を余儀なくされた方々に対する再就職支援

さらに大臣官房地方課長、**労働基準局長通達**では

- ① 不適切な解雇。雇止めの予防等のための啓発指導
- ② 現下の経済情勢を踏まえた申告・相談対応の充実
- ③ 特別の配慮を要する労働者への対処

以上の通達が出されています。

◇ 詳細は下記URLにてご確認下さい。  
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/12/dl/h1209-1a.pdf>